

## 九州大学大学院医学系学府医療経営・管理学専攻（専門職学位課程）

### I. 「学位授与に関する規程等（抜粋）」

#### 九州大学大学院通則

（学位の授与）

第32条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）の定めるところにより、学位を授与するものとする。

#### 九州大学学位規則

（専門職学位の授与の要件）

第6条 専門職学位の授与は、本学大学院の学府の専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

（専門職学位の授与）

第21条 専門職学位の授与に関して必要な事項は、専門職大学院の課程を置く学府において別に定める。

#### 九州大学大学院医学系学府規則

（履修方法）

第8条の2（略）

5 医療経営・管理学専攻における授業科目、履修単位数及び履修方法は、別表第6のとおりとする。

（修了要件）

第20条 本学府の専門職学位課程の修了要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、この規則の定めるところにより、30単位以上を修得することとする。

（別表第6）

（略）

履修方法

- 1 医系（医，歯，薬，保健及び看護学科）の卒業者は、共通専門科目群から6単位以上、必修専門科目群から12単位、合計30単位以上
- 2 非医系の卒業者は、医療学基礎科目群から4単位、共通専門科目群から6単位以上、必修専門科目群から12単位、合計30単位以上
- 3 「相互履修対象科目」として
  - ・経済学府産業マネジメント専攻：  
「マーケティング戦略」（2単位）、「産学連携マネジメント」（2単位）、「知識マネジメント」（2単位）
  - ・人間環境学府実践臨床心理学専攻：  
「産業・組織臨床心理学特論」（2単位）、「司法・矯正臨床心理学特論」（2単

## 九州大学大学院医学系学府医療経営・管理学専攻（専門職学位課程）

位)

・法科大学院：

「インターネットと法」（2単位）、「契約実務」（2単位）

を15単位を限度として履修することができ、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(注)

学生が履修する授業科目は、指導教員が学生の適正能力、希望する進路に応じた授業科目を指定する。

## Ⅱ. 「医療経営・管理学専攻における履修方法及び修了要件に関する授業計画 (Syllabus) 抜粋」

### 九州大学大学院医学系学府医療経営・管理学専攻専門職学位課程について

#### 4. 履修方法

- (1) 授業科目を医療学基礎科目群、共通基礎科目群、必修専門科目群、選択専門科目群の4群で構成する。
- (2) 医療学基礎科目群は、非医系学生（医学科、歯学科、薬学科、保健学科、看護学科以外の学科の卒業者）が最小限度の医学知識を修得するもので、必修科目とし、4単位を修得しなければならない。医系学生は履修の必要はない。
- (3) 共通基礎科目群は、各分野において履修する上での基礎的知識を修得するための共通科目とし、6単位以上修得しなければならない。
- (4) 必修専門科目群は、全学生とも12単位全て修得しなければならない。
- (5) 医療学基礎科目群及び共通基礎科目群のうち、修了要件として必要な単位数以上に修得した科目の単位は、選択科目群の単位数として認めるものとする。
- (6) 一学期に履修科目として登録することができる単位数は25単位を上限とする。
- (7) 指導教員は、教育上必要があると認めるときは、専門科目群の履修に代わり、他の学部、学府の授業科目を指定して履修させることができる。
- (8) 教育上有益と認めるときは、入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

#### 5. 修了要件

医系学生、非医系学生ともに、2年以上在学し、指定の授業科目から30単位以上を修得し、その他当専門職大学院の定める教育課程を修了すること。

4. 履修方法の(8)による場合は、在学期間を短縮できる場合がある。

修了要件を満たした者には医療経営・管理学修士（専門職）の学位を授与する。